

# 【 篠 栗 町 農 業 委 員 会 議 事 録 】

1. 開催日時 令和元年 7月5日(金) 13時30分

2. 開催場所 篠栗町役場2階 中会議室

3. 出席委員(14名)

農業委員

5番 鷹巣 礼子(会長)

2番 藤 勝徳(副会長)

1番 藤 憲作

3番 藤 好信

4番 岡部 秀美

6番 古屋 英昭

7番 三代 由美子

8番 関 寛仁

9番 松田 護

10番 萩尾 由紀子

11番 城戸 一寿

12番 呑山 辰巳

農地利用最適化推進委員

柳池 吉則

合屋 光久

4. 欠席委員

なし

5. 議事日程

第1 議事録署名人の指名

第2 会議書記の指名

第3 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第2号 農地法第5条の規定による農地転用許可申請について(3件)

議案第3号 平成30年度目標及びその達成に向けた活動の点検・評価及び  
令和元年度目標及びその達成に向けた活動計画について

6. 農業委員会事務局職員

事務局長 井上 勝則

事務局員 葉山 芳樹

事務局員 東 輝和

議長	<p><b>【開会のあいさつ】</b></p> <p>皆さま、こんにちは。定刻になりましたので、只今から令和元年7月期篠栗町農業委員会総会を開会いたします。</p> <p>本日の総会は、全員出席で、過半数の出席がありますので、篠栗町農業委員会会議規則第6条の規定により、本日の総会は成立しております。</p> <p><b>【議事録署名人の指名】</b></p> <p>次に、議事録署名人ですが、</p> <p>篠栗町農業委員会会議規則第13条第2項の規定により</p> <p>3番：藤 好信 委員</p> <p>6番：古屋 英昭 委員 をお願いします。</p> <p><b>【会議書記の指名】</b></p> <p>また、本日の会議書記について事務局 東さんを指名いたします。</p> <p><b>【日程の説明】</b></p> <p>本日の日程についてですが、</p> <p>まずは議案第2号について現地確認に向かいます。現地から会議室に戻って、議案第1号、議案2号及び議案3号について審議し、その他事項について事務局からの報告を受け散会とします。</p>
議長	<p><b>【現地確認】</b></p> <p>それでは早速ですが、現地確認に向かいますので表玄関にお集まりください。</p>

全委員	<p><b>【現地確認に向かい現地説明】</b></p> <p><b>【全員帰庁、審議再開】</b></p>
議 長	<p><b>【議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について 審議】</b></p> <p>それでは、「議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請」について、事務局から説明をお願いします。</p>
事務局	<p><b>【議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について 説明】</b></p> <p>「議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請」について説明します。今回の申請件数は 1 件となっております。</p> <p>議案書 1 ページをご覧ください。</p> <p>令和元年 6 月 24 日付で、農地法第 3 条の規定により許可申請があったものです。</p> <p><b>【議案第 1 号 審議番号 1 の朗読】</b></p> <p>概要について説明いたします。</p> <p>今回は所有権移転（売買）が目的となっております。面積は 2,893 m<sup>2</sup> となっています。</p> <p>譲受人、譲渡人ともに粕屋町の方です。</p> <p>農地法第 3 条第 2 項各号にある許可を制限する規定に該当しないため、許可要件を満たしており、また、機械、労働力、技術、通作距離などについても問題がないこと、農業委員会が定めます下限面積（40a）も超過しており、全ての許可要件を満たしております。</p> <p>事務局からの説明は以上です。</p>
議 長	<p>ありがとうございました。</p>

	<p>地元農業委員の松田委員から、何かご意見などはありませんでしょうか。</p>
<p>9 番 (松田 委員)</p>	<p>譲受人は粕屋町で野菜の栽培をしています。</p>
<p>議長</p>	<p><b>【議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について 採決】</b></p> <p>議案第 1 号に関し、皆さんから何かご意見、ご質問はありませんか。</p> <p><b>【質問なし】</b></p> <p>それでは採決いたします。</p> <p>「議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請」審議番号 1 について賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>出席委員全員賛成により、議案第 1 号は、原案のとおり決定いたします。</p>
<p>議 長</p>	<p><b>【議案第 2 号 農地法第 5 条の規定による農地転用許可申請について 審議】</b></p> <p>それでは、「議案第 2 号 農地法第 5 条の規定による農地転用許可申請」について事務局から説明をお願いします。</p>
<p>事務局</p>	<p><b>【議案第 2 号 農地法第 5 条の規定による農地転用許可申請について 説明】</b></p> <p>「議案第 2 号 農地法第 5 条の規定による農地転用許可申請」について説明いたします。</p> <p>今回の申請件数は 3 件となっております。</p> <p>当該申請地については、先程現地確認で見ていただいた通りです。</p>

本案件の許認可権は福岡県知事にありますので、篠栗町農業委員会は県知事に意見を付して進達することとなります。

議案書 4 ページをご覧ください。

**【議案第 2 号 審議番号 1 朗読】**

こちらは令和元年 6 月 24 日に受理したものです。

転用理由は「駐車場」となっております。申請人は現在の町内にて事業を行っており、慢性的な駐車場不足を解消するために今回の申請となったものです。

次に、農地区分の要件を確認しながら検討を行いましたところ、結果として、「10ha 以上の優良な農地の広がりもなく、生産性の低い農地」ということから、原則として申請地以外の土地での代替可能性がある場合以外は許可できる「第 2 種農地」に該当いたしました。

今回の転用に関し、開発許可等の手続は特に必要ありませんが、役場都市整備課との協議は終えている事は確認しておりますし、法的な側面から検討しましても、今回の転用に関しては「許可妥当」と考えられます。

次に審議番号 2 について説明します。

議案書の 9 ページをご覧ください。

**【議案第 2 号 審議番号 2 朗読】**

令和元年 6 月 28 日に受理したものです。

転用理由は「駐車場」となっております。申請人は現在の町内にて事業を行っており、従業員の増加によって生じた従業員の駐車場不足を解消するために今回の申請となったものです。

次に、農地区分の要件を確認しながら検討を行いましたところ、結果と

して、「10ha以上の優良な農地の広がりもなく、生産性の低い農地」ということから、原則として申請地以外の土地での代替可能性がある場合以外は許可できる「第2種農地」に該当いたしました。

今回の転用に関し、開発許可等の手続は特に必要ありませんが、役場都市整備課との協議は終えている事は確認しておりますし、法的な側面から検討しましても、今回の転用に関しては「許可妥当」と考えられます。

次に審議番号3について説明します。

議案書の14ページをご覧ください。

### **【議案第2号 審議番号3 朗読】**

令和元年6月25日に受理したものです。

転用理由は「資材置場」となっております。申請人は現在の町内にて事業を行っており、設備需要の増加に伴い、資材置場が手狭になったため今回の申請となったものです。

次に、農地区分の要件を確認しながら検討を行いましたところ、結果として、「10ha以上の優良な農地の広がりもなく、生産性の低い農地」ということから、原則として申請地以外の土地での代替可能性がある場合以外は許可できる「第2種農地」に該当いたしました。

今回の転用に関し、開発許可等の手続は特に必要ありませんが、役場都市整備課との協議は終えている事は確認しておりますし、法的な側面から検討しましても、今回の転用に関しては「許可妥当」と考えられます。

議長

ありがとうございました。

審議番号1について、地元農業委員である 関 委員から何かありません

	でしょうか。
8 番 (関 委員)	特になし
議 長	審議番号 2 について、地元農業委員である 岡部 委員から何かありませんでしょうか。
4 番 (岡部 委員)	特になし
議 長	審議番号 3 について、地元農業委員である 松田 委員から何かありませんでしょうか。
9 番 (松田 委員)	特になし
議 長	<p><b>【議案第 2 号 農地法第 5 条の規定による農地転用許可申請について採決】</b></p> <p>議案第 2 号に関し、皆さんから他にご意見、ご質問はありませんか。</p> <p><b>【質問なし】</b></p> <p>それでは採決いたします。</p> <p>「議案第 2 号 農地法第 5 条の規定による農地転用許可申請」 審議番号 1 について賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p><b>【出席委員全員賛成】</b></p> <p>続きまして、審議番号 2 について賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p><b>【出席委員全員賛成】</b></p> <p>続きまして、議案番号 3 について賛成の方は挙手をお願いします。</p>

	<p style="text-align: center;"><b>【出席委員全員賛成】</b></p> <p>出席委員全員賛成により「議案第2号 農地法第5条の規定による農地転用許可申請」については、原案のとおり出席委員全員賛成との意見を付して県知事へ進達いたします。</p>
<p style="text-align: center;">議 長</p>	<p style="text-align: center;"><b>【議案第3号 平成30年度目標及びその達成に向けた活動の点検・評価及び令和元年度目標及びその達成に向けた活動計画】 審議</b></p> <p>それでは引き続き、議案第3号について事務局より説明をお願いします。</p>
<p style="text-align: center;">事務局</p>	<p><b>【議案第3号 平成30年度目標及びその達成に向けた活動の点検・評価及び令和元年度目標及びその達成に向けた活動計画について説明】</b></p> <p>それでは議案第3号「平成30年度目標及びその達成に向けた活動の点検・評価及び令和元年度目標及びその達成に向けた活動計画」について説明いたします。</p> <p>議案書は19頁から30頁になりますのでご覧ください。</p> <p>本計画の作成につきましては、農地法及び農林水産省通達による方法で作成しています。農業委員会の適正な事務実施に伴い、近年、農業委員会に対して法の公正・公平な運用に問題がある旨の指摘がなされており、このことを踏まえ「農地改革プラン」及び「改正農業委員会法」においては、新たな政策の報告を示すことに加え、農業委員会についても、その事務が的確に実施されることを確保するため、条件整備がなされております。この「農地改革プラン」や「改正農業委員会法」の報告に沿って新たな政策が展開されることに先立ち、その運用を担う農業委員会の事務の点検・検証、一人一人の農業委員及び農地利用最適化推進委員の意識改革等のため</p>



	<p>に策定するものです。</p> <p>本議案に関しましては、本日の総会で採決をいただき、篠栗町ホームページに掲載し公表するものです。</p> <p>それでは、原案について説明いたします。</p> <p><b>【議案書の朗読】</b></p> <p>概要をご説明しますと、平成30年度に掲げた目標に対する振り返りを行い、それを踏まえて令和元年度目標を立てる、というものです。</p> <p>以上です。</p>
議 長	<p><b>【議案第3号 平成30年度目標及びその達成に向けた点検・評価及び令和元年度目標及びその達成に向けた活動計画について】</b></p> <p>採決</p> <p>議案第3号について、何かご意見ご質問はありませんか。</p> <p><b>【意見・質問等なし】</b></p> <p>それでは採決いたします。</p> <p>議案第3号について、原案を篠栗町ホームページに掲載することに賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p><b>【出席委員全員賛成】</b></p> <p>議案第3号については、原案のとおり篠栗町ホームページへ掲載することで決定いたします。</p> <p>引き続き、事務局から連絡事項をお願いします。</p>

事務局	<p><b>【事務連絡】</b></p> <ul style="list-style-type: none"><li>・ 次回農地パトロールについて (高田、金出、田中、津波黒、和田)</li><li>・ 視察研修について</li></ul> <p>事務局からは以上です。</p>
議長	<p>皆様から他に何か、ご意見ご質問はありませんか？</p> <p><b>【意見・質問等なし】</b></p> <p>それでは、これで令和元年度7月期篠栗町農業委員会総会を閉会いたします。おつかれさまでした。</p>